

地域医療連携推進法人  
「備北メディカルネットワーク」への  
府中北市民病院の参加について

# 地域医療連携推進法人について

## 地域医療連携推進法人制度の概要

※制度改正後（令和6年4月1日以降）  
下線部分が改正箇所

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

### 地域医療連携推進法人

**理事会**  
(理事3名以上及び監事1名以上)

連携法人の  
業務を執行

**社員総会**  
(連携法人に関する  
事項の決議)

意見具申（社員  
総会は意見を尊重）

**地域医療連携  
推進評議会**

認定・  
監督

都道府県知事

意見具申

都道府県医療審議会

- 医療連携推進区域（原則地域医療構想区域内）を定め、区域内の病院等の連携推進の方針（医療連携推進方針）を決定
- 医療連携推進業務等の実施  
診療科（病床）再編（病床特例の適用）、医師等の共同研修、医薬品等の共同購入、参加法人等への資金貸付（基金造成を含む）、連携法人が議決権の全てを保有する関連事業者への出資 等
- 参加法人等の統括（参加法人等の予算・事業計画等へ意見を述べる）  
※参加法人等に個人が参加できる場合は貸付・出資は不可  
※参加法人等に個人が参加できる場合は予算、借入等は除外できる

参画（社員）

参画（社員）

参画（社員）

参画（社員）

参画（社員）

参加法人等  
(**非営利**で病院等の運営又は地域包括ケアに関する事業を行う法人又は個人)

(例)医療法人 A

病院

(例) 公益法人 B

診療所

(例) NPO法人 C

介護事業所

(例) 個人病院

病院

- ・区域内の個人開業医
- ・区域内の医療従事者養成機関
- ・関係自治体 等

- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定（認定基準の例）
  - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人又は個人が2以上参加すること
  - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
  - ・ 参加法人等が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること

# 備北メディカルネットワークの概要（R7.3現在）

法人の名称	地域医療連携法人 備北メディカルネットワーク
事務所所在地	広島県三次市十日市東三丁目16番1号
代表理事	中西敏夫（市立三次中央病院 顧問）
認定年月日	平成29年4月2日
医療連携推進区域	広島県三次市、庄原市
参加法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三次市（市立三次中央病院）</li> <li>・ 庄原市（庄原市立西城市民病院）</li> <li>・ 一般社団法人三次地区医師会（三次地区医療センター）</li> <li>・ 日本赤十字社（庄原赤十字病院）</li> </ul>
理念	医療機関相互の業務の連携を推進し、地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供できる地域完結型医療の実現を目指す。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全かつ安心な医療提供体制を追求する。</li> <li>・ 医療従事者がやりがいをもって働くことができる環境づくりを追求する。</li> <li>・ 医療機関の安定的経営を追求する。</li> </ul>
医療連携推進業務	<p>（1）医療従事者を確保・育成する仕組みづくり 中山間地域において安定的に医療サービスを提供するため、地域全体で医療従事者を確保・育成する仕組みを構築する。</p> <p>（2）地域包括ケアの推進 医療、介護、介護予防、住まい、生活支援等のサービスを包括的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の取組を支援する。</p> <p>（3）共同購入の仕組みづくり 医薬品、診療材料、医療機器等の購入に際して、参加病院が共同で価格交渉等を行うことにより、スケールメリットを活かしたコスト削減を図る。</p> <p>（4）共同研修の仕組みづくり 各病院が実施している各種研修を参加病院共同で実施することにより、研修効果の向上、受講機会の拡大、経費の削減、業務量の軽減を図る。</p>

# 府中北市民病院の概要（R7.3現在）

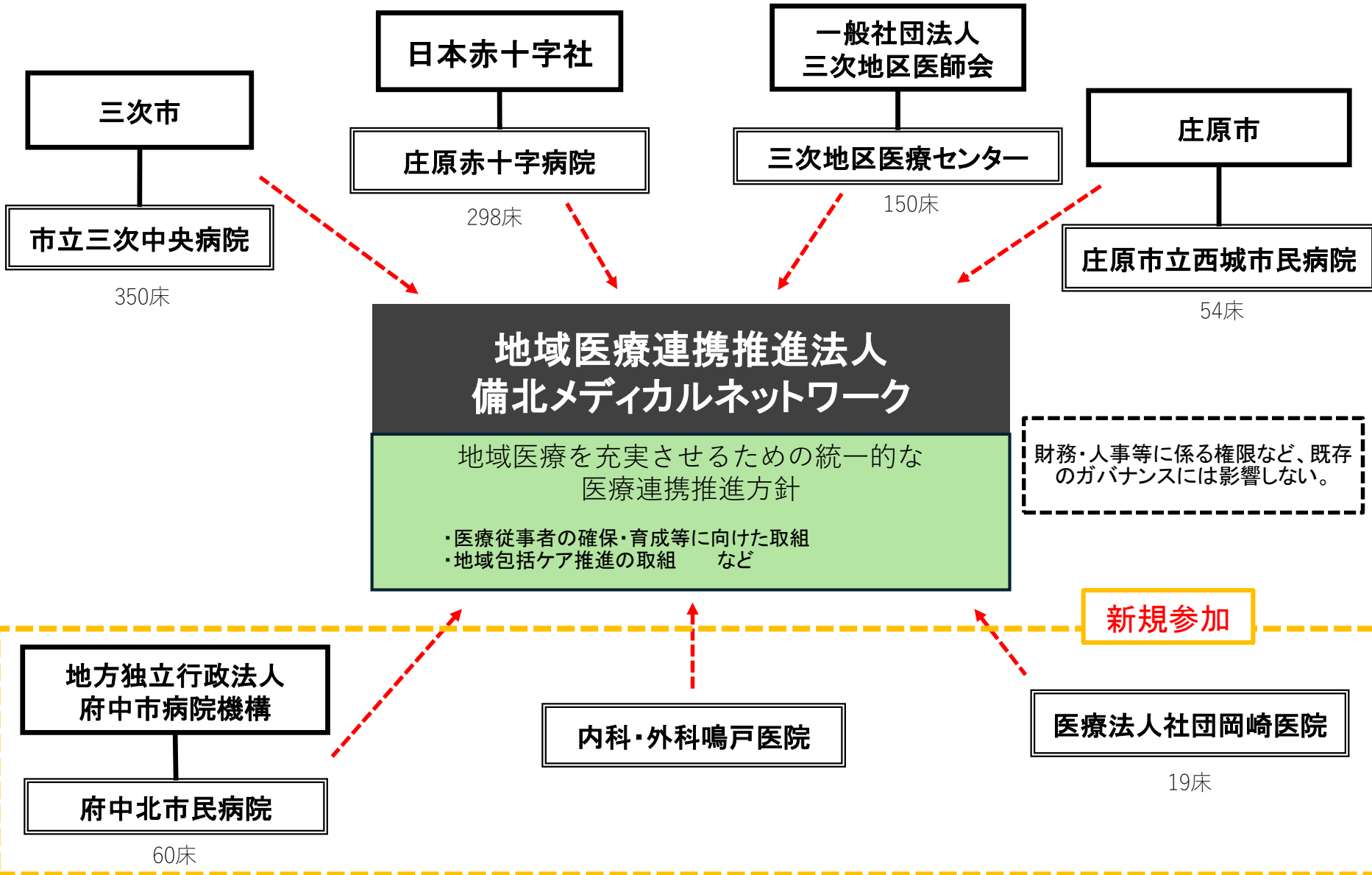
法人の名称	地方独立行政法人府中市病院機構
事務所在地	広島県府中市鶉飼町555番地3
理事長	多田敦彦（府中市民病院 院長）
設立年月日	平成24年4月1日（府中市の100%出資により設立）
運営病院	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 府中市民病院 広島県府中市鶉飼町555番地3</li><li>・ 府中北市民病院 広島県府中市上下町上下2101</li></ul>
府中北市民病の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 常勤医師3人 内科（広大） 整形外科（広大） 自治医（県派遣）</li><li>・ 病床：1病棟60床（地域包括ケア病床）</li><li>・ 診療科：10診療科 （内科、整形外科、外科、婦人科、小児科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、眼科、リハビリテーション科）</li><li>・ 救急医療告示医療機関</li><li>・ 訪問看護ステーション</li><li>・ 訪問リハビリ</li><li>・ 通所リハビリ</li><li>・ 訪問介護事業所ささえ</li><li>・ サービス付高齢者向け住宅（17室）</li></ul>



# 参加法人等の追加による変更点

事項	変更前	変更後
医療連携推進区域	三次市、庄原市	三次市、庄原市、 <b>府中市上下町</b>
参加法人等	三次市	三次市
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三次市 (市立三次中央病院)</li> <li>・ 一般社団法人三次地区医師会 (三次地区医療センター)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三次市 (市立三次中央病院)</li> <li>・ 一般社団法人三次地区医師会 (三次地区医療センター)</li> <li>・ <b>内科・外科鳴戸医院</b></li> <li>・ <b>医療法人社団岡崎医院</b></li> </ul>
	庄原市	庄原市
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庄原市 (庄原市立西城市民病院)</li> <li>・ 日本赤十字社 (庄原赤十字病院)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庄原市 (庄原市立西城市民病院)</li> <li>・ 日本赤十字社 (庄原赤十字病院)</li> </ul> <p><b>府中市上下町</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>地方独立行政法人府中市病院機構 (府中北市民病院)</b></li> </ul>

# 備北メディカルネットワークのイメージ



※病床数は令和7年2月現在

# 期待されるメリット等

(課題)

三次市、庄原市、府中市上下町→過疎と高齢化が進む中山間地域。地域医療に関して、人的・物的リソースの不足など、共有の課題に直面。

また、府中市上下町は、三次市の甲奴町や庄原市の総領町に距離が近く、三次市や庄原市に通勤通学し、両市内の医療機関をかかりつけ医としている患者も少なくない。



医療従事者が不足している当該地域では、大学や行政などの団体との連携とその強化が必須であり、効率的な地域医療の実現のために、同じ課題を抱える病院等が一体となって対応していく必要性が非常に高い。



法人へ参加する医療機関が増えることで、医療従事者の確保や地域包括ケアの推進などを一体的に進めることができ、それにより限られたリソースを有効に活用することが可能。

➡ **医療連携推進区域が2つの地域医療構想区域にわたるとしても、広島県の地域医療構想の達成に資する。**

【医療資源の有効活用】

○医療物品等の共同購入    ○共同研修    ○人材交流    など

## 今後の予定

- |          |  |
|----------|--|
| 令和7年3月   | 備北地域医療構想調整会議、<br>福山・府中圏域地域医療構想<br>調整会議において確認 |
| 令和7年6月   | 備北メディカルネットワーク<br>理事会、社員総会<br>→定款変更等について決議    |
| 令和7年（未定） | 備北メディカルネットワーク<br>定款変更認可申請                    |
| 令和7年（未定） | （県）定款変更認可                                    |